

2 適用範囲

今回、地震津波対策部会として、災害対策マニュアルの作成を要請する県内高圧ガス事業所は、以下のとおりとする。

これらの事業所は、いずれも危険性の高い高圧ガスを取扱い災害によるガス漏洩時には、人命に係わる事態となる可能性が高いこと、漏洩したガスにより二次災害の発生が懸念されることなどから、マニュアル整備による安全確保を要請するものである。

なお、別表記載以外の高圧ガス関係事業所においても、自主保安対策として災害対策マニュアル等を作成し安全確保を図られたい。

別表

	〔一般高圧ガス関係〕	〔事業所区分〕
1	一般高圧ガス充填事業所	第一種製造所
2	液化酸素（CE）製造事業所 （特定高圧ガス消費者：医療施設に限る。）	第一種及び第二種製造所
3	可燃性、毒性ガス及び酸素取扱事業所 （1及び2を除く）	第一種製造所及び第一種貯蔵所
	〔液化石油ガス関係〕	〔事業所区分〕
4	液化石油ガス充填事業所 （オートガススタンドを含む）	第一種製造所
5	液化石油ガス製造（貯蔵）事業所 （特定高圧ガス消費者に限る。）	第一種製造所及び第一種貯蔵所
	〔冷凍冷房関係〕	〔事業所区分〕
6	アンモニア冷凍冷房事業所	第一種及び第二種製造所
7	フルオロカーボン冷凍冷房事業所 （屋内に設置された冷媒量 300kg 以上の事業所に限る。）	第一種製造所及び認定指定設備 （第二種）

※表中の1～5事業所については、3トン以上の高圧ガス貯槽を有する事業所を対象とする。